

令和6年7月8日

藤本工業株式会社 一般事業主行動計画

すべての従業員が、仕事と家庭生活を両立させ、また充実させることにより、その能力を最大限に発揮できる職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年7月1日～令和9年6月30日までの3年間

2. 内容

目標1： 将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に、男性の育児休業取得率を30%以上とする。

<対策>

- ・ 令和6年 7月～ 出産予定者ならびに配偶者が出産予定の従業員に対し、育児休業取得についての意向確認を個別に実施
- ・ 令和6年 7月～ 育休制度に関する情報を社内の共有システム等で提供
- ・ 令和7年 1月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（業務体制の見直し、1現場複数名体制など）
- ・ 令和7年 1月～ 育児休業を取得予定の従業員ならびに育児休業から復帰した従業員からの相談の受付体制を整備

目標2： 年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- ・ 令和6年 7月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- ・ 令和7年 2月～ 年次有給休暇取得率の低い従業員との個別面談の実施
- ・ 令和7年 4月～ 各部門長と取得率向上施策について検討開始
- ・ 令和7年 4月～ 定期的に年次有給休暇の取得状況を把握、各部門長と取得率向上施策の見直しを実施